

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業  
拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務審査要項

令和元年6月18日

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会決定

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務（以下「本業務」という。）における受託機関の選定にかかる審査は、この審査要項に従って行うこととする。

なお、この審査要項において、「運営委員会」とは、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会のことをいう。また、「研究所等」とは、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関（以下「研究機関」という。）の設置する人文学・社会科学分野のデータの収集・管理・共有・提供又はそれらの支援の経験を有する附置研究所及びセンター等のことをいう。さらに、「業務計画提案書」とは、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務業務計画提案書のことをいう。あわせて、「振興会」とは、独立行政法人日本学術振興会のことをいう。

## 1 審査方法

### (1) 手順

本業務の選定にあたっては、振興会が研究所等から公募を通じて業務提案を受け、運営委員会が行う審査によって業務委託の対象となる研究所等を選定する。

- 1) 運営委員会委員は、応募のあった業務計画提案書に基づき、個別書面審査を行う。
- 2) 運営委員会は、運営委員会委員による個別書面審査の結果に基づき、合議審査を行い、業務委託の対象となる研究所等を選定する。なお、選定に際しては、必要に応じヒアリング審査を実施できることとする。

### (2) 個別書面審査

運営委員は、審査要項「5.（2）審査に当たっての主な要素と観点」に定める要素毎に、以下の基準により評点を付した上で、業務計画提案の総合評点を付す。

（要素毎の評点）

評点	評価基準
S	非常に良い
A	良い
B	やや不十分な点がある
C	不十分

(総合評点)

評点	評価基準
S	是非採択すべきである
A	採択すべきである
B	できれば採択すべきである
C	採択すべきではない

(3) 合議審査

運営委員会は、個別書面審査により付した総合評点に基づき、合議により業務委託対象研究所等を選定する。なお、必要に応じて運営委員会として付すべき修正意見等についてのとりまとめを行う。

(4) ヒアリング審査

1) ヒアリング審査は、合議審査の結果に基づき、必要に応じて実施できるものとする。

2) ヒアリングの進め方は、次のとおりとする。

① 説明者

- ・説明者は、業務提案等について責任をもって説明できる者とする。
- ・説明者は、各応募機関で、原則として業務主任者を含め3名以内とする。

② 時間の配分

説明者によるプレゼンテーション 15分以内

質疑応答 15分以内

(説明者退場後) 審議・審査表記入 10分以内

3) 運営委員会委員は、ヒアリングを実施した業務計画提案について、審査要項「5.(2) 審査に当たっての主要要素と観点」に定める各要素に着目し、ヒアリング内容を踏まえ、次表により評点を付す。

(総合評点)

評点	評価基準
S	是非採択すべきである
A	採択すべきである
B	できれば採択すべきである
C	採択すべきではない

4) 運営委員会は、ヒアリングにより付した総合評点に基づき、再度合議により業務委託の対象となる研究所等を選定する。なお、必要に応じて運営委員会として付すべき修正意見等についてのとりまとめを行う。

2. 利害関係者の排除

運営委員会委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、委託業務の選定についての審議及び決定に関する議論に加わることができない。

(1) 運営委員会委員自らが応募機関と同一の研究所等に所属する場合

(2) 運営委員会委員自らが応募機関の活動と日常的に密接な関係を有していると自ら判

断する場合

- (3) その他、運営委員会委員自らが中立・公正に選定を行うことが困難であると判断する場合

### 3. 秘密保持

- (1) 運営委員会委員として審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 運営委員会委員として取得した情報（応募書類等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たらなければならない。

### 4. 審査結果の公開等

- (1) 審査の過程は、非公開とする。
- (2) 審査結果（採択研究機関）については、以下の情報を、振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。
- ・委託実施期間
  - ・委託業務実施研究機関名、委託業務実施研究所等名
  - ・委託業務における取組の実施体制  
（業務主任者の氏名・役職名）
  - ・委託費配分額
  - ・業務計画提案書に記載されている、目的・役割・意義等及び業務計画の概要並びに実施体制の概要
- (3) 運営委員会委員の氏名等は、審査終了後、振興会のホームページへの掲載等により公開する。

### 5. 審査に当たっての方針、主要要素及び観点

#### (1) 審査方針

人文学・社会科学分野において、研究所等がこれまでのデータの管理・利活用に中心的役割を果たしてきた実績を活かして、広く人文学・社会科学系研究の基盤となりえるデータインフラストラクチャーの構築の重要拠点として業務を実施できる研究所等を選定する。

#### (2) 審査に当たっての主要要素と観点

要素	観点
1) 研究所等としての目的、拠点機関としての役割・意義等	①拠点機関としての役割・意義が、日本におけるデータの管理・利活用の現状に即して意義のあるものとなっているか
	②拠点機関として幅広い研究分野のデータの管理・共有・提供・支援に貢献できるか

	<p>③拠点機関としての取組が、人文学又は社会科学分野の研究発展に貢献できるか</p>
	<p>④委託業務実施期間終了後においても、研究機関が複数年度に渡り拠点機関として行った取組を関連分野研究者等の利用に供するための活動として維持できると期待できるか</p>
2) データの蓄積・活動実績	<p>①人文学又は社会科学分野に関するデータについて、十分な蓄積があるか。また、自研究所等においてデータの取得・作成をしているか</p>
	<p>②人文学又は社会科学分野に関するデータについて、作成、管理、共有、提供又はそれらの支援の十分な実績があるか</p>
	<p>③海外の関連機関との提携又は連携についての実績があるか</p>
	<p>④近年のデータの管理の動向やデータの利活用の促進に関する調査又は活動実績があるか</p>
	<p>⑤データの管理・利活用に向けたセミナー等の活動実績があるか</p>
	<p>⑥人文学又は社会科学分野に関するデータの作成、管理、共有、提供又はそれらの支援について学会や研究会等における事例報告や研究等の実績があるか</p>
3) 業務実施体制、業務計画及び予算	<p>①業務計画を総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた体制となっているか</p>

	②事務組織による委託業務の支援体制が整っているか
	③業務計画提案書の内容が、本委託業務の目的を踏まえた適切なものであるか
	④拠点機能の取組を遂行するための予算規模や積算内容が適切であるか